



「呉市商店街等にぎわい集客支援事業」の実施

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、来訪者が減少した商店街組織などが実施するにぎわいを取り戻すための集客イベントや、商店街活性化などの知見を持つ専門家をイベント実施の伴走（助言）者として招き、「来街者を来店者につなげる」集客イベントの実施を検討する商店街組織などに対して経費を助成します。

1 助成内容

(1) 補助対象団体

- ・商店街組織
- ・商業集積（テナントビル） ※
- ・商店街エリアで集客イベントを行う団体 ※

※規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織と同様の役割を担っていると認められる場合。

(2) 補助内容

- ・イベント補助

【補助率】 補助対象経費の2/3以内

【補助額上限】

○1 商店街等組織当たり 100万円

○2 以上の商店街等組織による連合体組織

100万円×商店街等組織の数（上限300万円）

- ・講師招へい

【補助率】 補助対象経費の8/10以内

【補助額上限】

○1 商店街等組織当たり 80万円

※2以上の商店街等組織による連合体組織の場合も同額

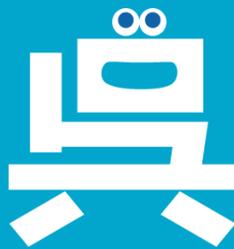
2 事業期限

令和6年3月29日（金）までに事業を完了し実績報告を行った上で、呉市から補助金の額の確定通知を受けること。

《お問い合わせ》

呉市商工振興課

TEL:0823-25-3815



FAX:0823-25-7592

E-mail:

syoukou@city.kure.lg.jp

呉市商店街等にぎわい 集客支援事業

補助金が
2種類！

① イベント補助

にぎわいづくりの
集客イベントを開く費用

② 講師招へい補助

来店者を増やすイベント
と一緒に考えてくれる
専門家を招く費用

対象者

- 商店街組織
- 商業集積(テナントビル) ※
- 商店街エリアで集客イベントを行う団体※

※規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織と同様の役割を担っていると認められる場合



対象経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

① イベント補助

謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、設営費、運搬費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、広報費、委託費、外注費、補助員人件費、その他事業実施に必要な経費

② 講師招へい補助

謝金、旅費、その他事業実施に必要な経費

補助率・補助額

※補助金は、事業完了報告後に支払います。

① イベント補助

【補助率】 補助対象経費の2/3以内

【補助額上限】

○1商店街等組織当たり 100万円

○2以上の商店街等組織による連合体組織

100万円×商店街等組織の数(上限300万円)

② 講師招へい補助

【補助率】 補助対象経費の8/10以内

【補助額上限】

○1商店街等組織当たり 80万円

※2以上の商店街等組織による連合体組織の場合も同額

事前相談を
受け付けます

事業期限

令和6年3月29日(金)までに事業を完了し、補助金の額を確定してください。

提出書類

※申請書等は呉市HPからダウンロードできます。

イベント実施2週間前(必着)までに次を提出してください。(持参又は郵送)

○補助金交付申請書

○事業計画書(②講師招へいの場合は、招へいする専門家の実績・伴走計画)

○収支予算書 など

※事業完了後に、報告書や収支決算書などの提出も必要になります。

申請フロー

商店街等組織



①事前相談

②申請

③交付決定

④完了報告

⑤額確定・支払い

呉市(商工振興課)

